

令和7年度「水素関連分野における関西と海外の地域間連携手法調査」 に係る資料提供依頼・意見募集について

令和7年6月6日

概要

令和7年度「水素関連分野における関西と海外の地域間連携手法調査」の実施に向けた検討に当たり、実施方法や本事業を実施する上で必要な費用の概算について、広く情報提供を依頼します。

事業内容

下記、仕様書（案）のとおり

資料提供依頼・意見募集期間

令和7年6月6日（金）～令和7年6月12日（木）

資料提供依頼・意見募集内容

事業内容に関連し、以下のような情報について資料の提供をお願いいたします。

1. 事業実施のための人員体制
2. 事業実施に要する参考見積
3. 事業実施案に対する意見

その他

- ・本件により、実際の調達等参加時の評価等に影響を与えることはありません。
- ・資料提供に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とします。
- ・提出された資料等は、本件事業の調達等に係る検討にのみ使用します（提出された資料等は返却しません）。なお、必要に応じて追加資料の提供を求めることがあります。
- ・提出されたご意見・資料等は、当局が内容を確認します。それ以外の第三者に無断で資料等を開示することはありません。なお、ご意見・資料等に対する回答を行うことはございません。
- ・本件にて当局との間で共有する全ての情報について、開示、漏洩、または本依頼以外の目的による使用は禁止します。

提出先、お問合せ先

〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室

担当：片瀬、乾、八木、井上

電話：06-6966-6055

E-MAIL：bzl-kin-smaene@meti.go.jp

※あくまで現時点版であり、今後修正が生じる可能性もございます。

仕様書（案）

1. 件名

令和 7 年度「水素関連分野における関西と海外の地域間連携手法調査」

2. 目的

低炭素水素等（※ 1）はカーボンニュートラル実現に向けたエネルギーとして期待されている。2024 年 10 月には水素社会推進法（※ 2）が成立し、LNG 等の既存燃料との価格差を補填する「価格差支援」や海外からの輸入水素等を受け入れるための拠点を建設する「拠点整備支援」等、政策ツールを準備することで国内で水素等利活用を推進するための大規模なサプライチェーンの構築や、社会実装が目指されているが、現時点ではそれらの支援はまだ具体化されておらず、各地域・各プロジェクトにおける水素等の需要・供給両面の見通しを立てることが困難な状況である。

そうした状況を打開する取組の一つとして、海外プロジェクトとの連携や関連技術・製品の海外展開が考えられるところ、近畿経済産業局（以下、「当局」）では昨年度より、水素関連施策やプロジェクトが先行しているドイツとの連携を進めるべく、現地政府・関係機関等とのコミュニケーションを積極的に図るとともに、セミナーやシンポジウムを開催し、全国に先駆けて地域間の連携を進めてきた。一方で、これらの取組を通じて、水素関連企業や新たに水素分野に参入したいと考えている企業が、各国の詳細なプロジェクトや規制等参入障壁を把握できないため、海外展開に踏み切れないという実態が明らかになった。

そこで本事業では、関西に本社機能や主要な拠点、生産・研究施設等を構える水素関連企業の中で、海外展開を積極的に考えている企業が、戦略的・効果的に海外企業との取引や技術連携等を進めることができる国・地域を選定できるよう情報を取りまとめ、これをきっかけとして、将来的に、水素関連分野における日本と海外地域間・企業間の連携や、技術連携・協同開発等の具体的なビジネス展開を促すことを目的に調査を実施する。

※ 1：低炭素水素等とは、水素及びその化合物で経済産業省令で定めるもの（アンモニア、合成メタン、合成燃料を想定）であって、①その製造に伴って排出される CO₂ の量が一定の値以下、②CO₂ の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国の CO₂ の排出量の削減に寄与する等の経済産業省令で定める要件に該当するもの

※ 2：水素社会推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律）令和 6 年 10 月 23 日施行

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral/index.html

3. 事業内容及び実施方法

本事業では、関西の水素関連企業の中で海外展開を積極的に考えている企業が、戦略的に海外企業との取引や技術連携等を進めることができる国・地域を選定するために役立てられる情報を提供し、これをきっかけに将来的な地域間・企業間の連携促進や技術提携・共同開発等の具体的なビジネス展開に繋がることを目指すことを念頭に、以下の（１）～（６）の内容を実施する。

（１）海外における低炭素水素等の市場状況調査

(i) 低炭素水素等関連プロジェクトが進む地域や国の選定

- ・日本では 2017 年に世界で初めて水素の国家戦略である「水素基本戦略」が策定され、水素社会の実現に向けた具体的な目標や施策が示された。その後、諸外国においても相次いで水素の国家戦略が策定されているところであるが、各国における水素の国家戦略を含めた脱炭素関係の取り組みをまとめた政策資料や支援ツールを整理した上でその概要を列記し、比較しやすく一覧性の高い形で当局に対して示すこと。なお、その対象とする国・地域については、関西企業の取引・技術連携に繋がる可能性を考慮の上で、欧州（例：英国、オランダ、スペイン等）、北米（例：カナダ、アメリカ等）、東アジア（例：韓国、中国等）をはじめ、特定のエリアのみに偏らず幅広く捕捉するよう留意すること。
- ・そこから当局と協議の上で 5 以上の国・地域を選定し、以下 (ii) (iii) に関する調査を行うものとする。なお、調査対象国として、ドイツは必ず選定することとする。

(ii) (i) で選定した地域や国における低炭素水素等プロジェクトやそれらに関わるステークホルダー (※) についてのデスクトップ調査

- ・(i) で選定した国・地域について、公表資料や受注者のネットワークを活用し、当該諸外国における国家戦略やそれに関わる施策、プロジェクト及びその核となるステークホルダー等を、選定した国・地域ごとに一覧化すること。
- ・また、当該プロジェクトについては 1 つの国・地域に対し、3 つ以上とすること。
- ・プロジェクトを調査する場合、製造、貯留、運搬、利用の工程上 (※) いずれでも可とするが、すべて「製造」や「利用」のみに寄るような偏った調査にならないよう留意し、当局と協議の上で選定すること。

(※) ステークホルダーとは、政府機関、公的機関、水素関係コンソーシアム、各プロジェクトを主導する民間企業や、それらプロジェクトに参画する企業等を指す。参画する企業等を調査する場合は、関西の水素関連企業との連携可能性も考慮し、大企業に限らず、規模の小さな企業も含めること。

なお、「水素関係コンソーシアム」については、例示として以下の組織が想定される。

ドイツ北部：HY-5（ドイツ北部 5 州グリーン水素イニシアティブ）

ドイツ南部：H2.B（バイエルン水素技術センター）

スペイン：AAH2（Andalusian Hydrogen Cluster Association）

カナダ：CHA（Canadian Hydrogen Association）

韓国：H2KOREA

(※) 「製造、貯留、運搬、利用」とは、サプライチェーンの構築を表す評語である。

(iii) (i) (ii) の情報を基にした、低炭素水素等プロジェクトに関わるステークホルダーへのヒアリング調査

- ・(i) (ii) で選定した情報を基に、各プロジェクトに関わるステークホルダーへのヒアリング調査を行う。その際、関西企業の選定国・地域への参入や連携の可能性を念頭におくこと。
- ・通訳者の手配等は受注者で行うこととする。
- ・ヒアリング調査については、原則、Teams 等オンラインツールの活用も含めた対面開催で行うこととする。
- ・ヒアリング項目は下記 (a.) ～ (d.) の項目例を念頭に、その他の項目については適宜当局と協議し

設定すること。また、当該結果については当局ウェブサイトにおいて公表を予定している点、ヒアリング先にも了承を得るものとする。

(ヒアリング項目例)

- a. 当該プロジェクトの概要・目的・主な参画者・規模
- b. 当該プロジェクトの中心となる機関等ステークホルダーの名称、その主担当部署と連絡先
- c. ステークホルダーが認識する関西企業にとっての具体的な参入障壁（法規制、保安基準等について日本との差異を明らかにする）
- d. 今後の関西企業連携にあたっての留意点（今後の展開の不透明性（カントリーリスクから内部事情まで幅広く含む））

（２）「関西における水素関連企業データ集」のアップデート

- ・当局が作成・公表している「関西における水素関連企業データ集」(※) について、企業規模別、サプライチェーン別（製造、貯蔵・輸送、利用）等に分類した上で、キャリアや機器・部素材等カテゴリ別に整理し、関西における水素関連企業の集積を示すようなデータ集へとリニューアルすること。作業例として、デザインの一新、ページ構成の変更、情報の時点修正等があげられる。
- ・なお、原稿については PowerPoint 形式で作成することとし、本事業終了後は当局が管理する。
- ・各企業のコア製品や海外展開の検討状況等、追加的に必要な情報があれば当局側でヒアリング等を実施する。また、ヒアリング項目の検討等、受注者は適宜当局と相談し、ヒアリング調査で収集すべき情報を整理するなど、ヒアリングのサポートも行うこと。
- ・また、アップデートしたデータ集については、下記（４）、（５）開催時に配布することを前提に、日本語版・英語版各 500 部を製本・印刷すること。原稿については、PowerPoint 形式で当局から受注者に提供する。

(※) 「関西における水素関連企業データ集」

既存の当該データ集については、関西に拠点をもち、既に水素分野に参入している企業を「製造」、「輸送・貯蔵」、「利用」の 3 つの適用領域、「水素関連製品の研究開発・製造」、「部品・材料」、「評価・分析」、「工事・建設・施設管理」の 4 つの提供形態に分類し、日本語版 47 社、英語版 40 社それぞれ 1 社 1 ページで編集し、掲載している。

https://www.kansai.meti.go.jp/5-1shiene/smart_energy_initiative/hydrogen_data/index.html

（３）海外市場における低炭素水素等関連産業の参入障壁調査

- ・関西企業が（１）で分析した海外の国や地域において低炭素水素等に関するビジネスに参画するにあたり、関係する規制や安全性評価等の参入障壁になりうる情報を整理すること。例えば、各国の保安政策や安全性評価、各国・地域で実施しているプロジェクトで進められている設備上で制限がかかる規制等が考えられるが、その他にもとりまとめる上で適切な分類があれば、追記すること。
- ・各国・各地域の概要をまとめるだけでなく、公表されている日本の保安関係の法律や規制と異なる点はどこか明らかにした上で、関西の水素関連企業が海外市場への参入を検討する際に活用可能なツールとして公表することを前提に整理すること。
- ・なお、取りまとめ資料については、本調査実施時点の情報として当局 HP にて公表を予定している。

(4) 海外市場における低炭素水素等関連産業の参入障壁学習セミナーの実施

「関西における水素関連企業データ集」掲載企業をはじめとした水素関連企業や水素関連産業の支援に積極的な自治体や支援機関等を対象に、(3)の調査結果を公表し、学習するためのセミナーを開催する。

<事業概要>

- ・開催時期：令和8年1月～2月の期間に1回開催
- ・開催方法：ハイブリッド開催を想定

(会場は大阪市内の100名程度収容可能な場所。交通の便等に配慮し、当局と協議し決定する。)

- ・参加費：無料
- ・定員：会場100名程度、オンライン無制限
- ・内容：詳細については当局と協議し決定する。(講師3名程度)例として、プログラム案を以下に示す。
- ・プログラム案：

①当局あるいは受注者より、(3)の調査概要報告

②(1)および(3)で調査した中で関西の水素関連企業と連携可能性が高い国・地域における規制や安全性評価等の参入障壁になりうる制度紹介

- ・実施事務：

【当局が実施】

登壇者の選定・依頼、当日の受付、参加者募集のホームページ作成、参加者募集、参加申込受付、参加者へのアンケート

【受注者が実施】

会場との契約事務、登壇者(大学教授級・民間企業部長級を想定)への謝金・旅費の支払、当日の会場設営、当日の司会進行、オンライン配信の手配、配付資料の印刷、その他必要な事項

(5) 水素関連分野の取り組みが先行する海外と連携したシンポジウムの開催

(2)の「関西における水素関連企業データ集」掲載企業やその他関西に本社または拠点を持つ水素関連企業や水素関連産業の支援に積極的な自治体等を対象とし、関西と海外における将来的なビジネス連携を進めることを目的に、海外諸外国のプロジェクトや水素関連企業の取り組みを学ぶシンポジウムを開催する。

登壇者について3名程度を(1)～(3)で分析・調査した政府機関、公的機関および企業の担当者から選定すること。登壇については原則リアルとするが、来日できない等やむを得ない場合はオンラインでの登壇でも可とする。

<開催概要>

- ・開催時期：令和8年1月～2月の期間に1回開催
- ・開催方法：リアル開催を想定

(会場は大阪市内の100名程度収容可能な場所。交通の便等に配慮し、当局と協議し決定する。)

- ・参加費：無料
- ・定員：会場100名程度
- ・使用言語：日本語および英語での対応ができるよう、同時通訳の手配を求める。
- ・内容：詳細については当局と協議し決定する。(講師5名程度)例として、プログラム案を以下に示す。
- ・プログラム案：

①当局あるいは受注者より(1)～(3)の調査概要報告

②(1)で調査した国・地域のステークホルダーから水素関連プロジェクト等取組紹介講演

③(1)で調査した国・地域へ進出している関西の水素関連企業の取組紹介

・実施事務：

【当局が実施】

登壇者の選定・依頼、当日の受付、参加者募集のホームページ作成、参加者募集、参加申込受付、参加者へのアンケート

【受注者が実施】

会場との契約事務、登壇者（大学教授級・民間企業部長級を想定）への謝金・旅費の支払、当日の会場設営、当日の司会進行、オンライン配信の手配、配付資料の印刷、その他必要な事項

（６）実施報告書の作成

上記（１）～（５）における調査内容及び実施結果をとりまとめた報告書を作成する。その際、報告書の構成及び記載内容については、当局と協議した上で決定する。

４．履行期限

委託契約締結日～令和８年２月２７日（金）

５．その他

- （１） 事業の遂行において疑義が生じた場合には、当局担当者と協議の上行うこと。
- （２） イベント開催時は、謝金等の便益提供による参加者募集を禁止として、関係者席と一般者席を区別すること等により利益相反を考慮した集客方法とすること。

以 上